

北九州都市圏域周遊バスツアー造成・実施業務委託に係る質問への回答について

政策局政策課

No.	項目	質問内容	回答
1	3 業務内容 (1)・[オ]	「旅行商品の自走化につながる提案」とあるが、本事業終了後の継続販売までを評価対象とするのか、あるいは仕組みづくりの提案を求めているのか。	本事業終了後の継続販売を必須とするものではありません。 本事業で造成する旅行商品や企画内容について、本事業終了後も旅行商品として継続的な販売や展開につながる可能性が期待できる企画や工夫について提案してください。
2	3 業務内容 (1)・[キ]	KPIは受託者提案とするが、市として最低限求める成果指標(参加者数、満足度、再訪意向率等)があるのか。	例示された内容はKPIとして想定される指標の一例ではあるが、本業務において市が一律に求める最低基準は設定しません。事業目的を踏まえ、企画内容に応じた実現可能かつ効果的なKPIを提案してください。
3	3 業務内容 (2)・[ウ]	TV・SNS・WEB等の活用が示されているが、市が保有する広報媒体(ホームページ、SNS等)の活用は可能か。可能な場合、活用条件はどのようなになるのか。	市ホームページやSNS等については、市と協議の上、公益性等を踏まえ活用可能です。 ただし、当該媒体は、市政情報の発信を主な目的として運用していることから、本業務の主なターゲットである福岡都市圏居住者への効果的な情報発信については、受託者において適切な広報媒体及び広報手法を提案してください。なお、市のホームページ等における掲載内容、掲載時期及び掲載方法等については、市との協議により決定します。
4	6 委託料上限額及び参加者負担	参加者個人に帰属する経費(体験費・飲食費等)は参加者負担とすると記載されているが、参加者負担額に上限や想定額はあるのか。(理由:委託費1,950千円の中で催行回数や集客数が大きく変わるため)	参加者負担額について、市として上限額又は想定額は設定していません。 企画内容や旅行商品の魅力、市場性等を踏まえ、参加者が参加しやすい適切な金額を提案してください。 なお、参加者負担となる経費については、仕様書6のとおり、本委託料の対象となる経費と明確に区分してください。
5	6 委託料上限額及び参加者負担	旅行保険は参加者から徴収してもよいのか。	旅行保険の取扱いについては、旅行業法その他関係法令を遵守の上、適切に対応してください。なお、参加者個人に帰属する費用として参加者負担とすることは差し支えありません。